

マイナンバーカードの返納を希望される方へ
～資格確認書の申請手続きについて～

- マイナンバーカードを返納した場合、健康保険証としての利用（マイナ保険証の利用）ができなくなります。
- お手元に有効な健康保険証がある場合は、有効期限まで（最長 2025 年 12 月 1 日まで）はこれまでどおり使うことができますが、有効期限切れや転職・転居等によりお手元に有効な健康保険証がなくなった場合は、医療機関等を受診する際には、資格確認書が必要となります。
- マイナンバーカードの返納後、お手元に有効な健康保険証がなくなった場合に、直ちに資格確認書の交付を受けるには、加入している医療保険者（お勤め先や市区町村の医療保険担当窓口等）に対して、資格確認書の交付申請を行う必要があります。
- なお、返納後に資格確認書の申請手続きを行わない場合、資格確認書は直ちに交付されませんので、御留意ください。

厚生労働省

マイナ保険証に関する連絡先：0120-95-0178

音声ガイダンスに従って5番（マイナンバーカードの健康保険証利用）を選択してください。